

令和 7 年度 長久手市立保育園 重要事項説明書

上郷保育園

色金保育園

長湫東保育園

長湫西保育園

長湫北保育園

長湫南保育園

1 保育理念及び保育方針

(1) 保育理念

- ①子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すると共に、家庭との連携の下、子どもの健全な心身の発達を図る。
- ②家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者支援や地域の子育て支援を行う。

(2) 保育方針

- ①子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を創りだす力の基礎（生命の保持及び情緒の安定、健康、人間関係、環境、言葉、表現）を培う。
- ②子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。

(3) 子ども像

- 1 健康でいきいきとした子ども
- 2 自分のことは、自分でできる子ども
- 3 友達と一緒に遊び、生活することを喜ぶ子ども
- 4 気持ちや感動を豊かに表現できる子ども
- 5 やりとげた喜びを知り、どんな事にも努力する子ども
- 6 人や生き物に対して思いやりのある子ども
- 7 自然や物を大切にする子ども
- 8 おいしく、楽しく食べる子ども

(4) 保育の目標

全体		元気良く遊ぶ子
年齢別	0歳児	機嫌良く過ごす
	1歳児	機嫌良く遊ぶ
	2歳児	保育士や友達と機嫌良く遊ぶ
	3歳児	保育士や友達と元気に楽しく遊ぶ
	4歳児	友達や保育士との関わりを喜び楽しく遊ぶ
	5歳児	仲間と共に、意欲的に活動する

2 提供する保育の内容

(1) 子どもたちの1日の生活

0歳児クラス（りす組・ひよこ組）									
保育始まり	登園	遊 び ミルク	午前睡	遊 び	ミルク 離乳食	午睡	おやつ ミルク	降園	保育終わり
7時（西） 7時30分 （上・色・東・北・南）	8時		10時		11時		15時	16時	18時（色、南） 18時30分（北） 19時（上、西）
1歳児クラス（くま組・ぱんだ組） 2歳児クラス（ぞう組・きりん組）									
保育始まり	登園	遊 び	散歩または遊び	食事	午睡	おやつ	降園	保育終わり	
7時（西） 7時30分 （上、色、北、南）	8時		10時	11時15分		15時	16時	18時（色、南） 18時30分（北） 19時（上、西）	
3・4・5歳児クラス									
保育始まり	登園	散歩または遊び	食事	遊びまたは午睡	おやつ	降園	保育終わり		
7時（西） 7時30分 （上、色、東、北、南）	8時	10時	11時30分		15時	16時	18時（色、南） 18時30分（北、東） 19時（上、西）		

(2) 主な行事予定（園によって実施月や内容が異なることがあります。）

	行 事 内 容	保護者の参観及び参加
4月	入園式、健康診断	入園式（新入園児のみ）
5月	お楽しみ会	懇談会
6月	田植え（5歳児）、プール開き	保育参加（3・4・5歳児）
7月	七夕まつり、夏まつり	
8月	プール納め	
9月		
10月	運動会（3・4・5歳児）、健康診断 芋掘り（4歳児）、稲刈り（5歳児）、脱穀	運動会（3・4・5歳児）
11月		保育参加（0・1・2歳児）
12月	もちつき、クリスマス会 生活発表会（3・4・5歳児）	生活発表会 （3・4・5歳児）
1月		懇談会
2月	豆まき	
3月	おこしものづくり、お別れ会、卒園式、修了式	卒園式（5歳児）

○毎月、誕生会・避難訓練（不審者対応あり）を行います。

○新入園児のみ、入園式当日まで春季保育となります。

○絵本の貸し出しを行います。ただし、実施開始は年齢によって異なります。

○夏・冬・春にそれぞれ夏季・冬季・春季保育を設けます。（春季保育は卒園児対象）

当該期間に保護者の就労等で保育が必要な場合は、園から配付する書類に会社が証明したものを提出していただきます。また、この期間中は業者による委託弁当、もしくは家庭弁当持参となります。

○地域交流事業「保育園おたすけたい」実施。（地域住民に園内の環境整備や保育活動の補助をしてもらう）

3 職員構成 (令和7年4月1日時点)

	上郷保育園		色金保育園		長湫東保育園		長湫西保育園		長湫北保育園		長湫南保育園	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
園長	1	—	1	—	1	—	1	—	1	—	1	—
副園長	2	—	2	—	1	—	2	—	2	—	1	—
主査	1	—	2	—	1	—	1	—	2	—	1	—
専門員	1	—	2	—	2	—	—	—	—	—	1	—
主任	3	—	2	—	—	—	3	—	1	—	—	—
保育士	15	33	7	25	2	8	14	18	12	38	7	21
保育士補助	—	15	—	17	—	—	—	11	—	25	—	11
栄養士	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調理員・用務員	—	2	—	3	1	—	—	3	—	4	—	2
看護師	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日			月曜～土曜
開園時間	月 ～ 金	長湫西保育園(※1)	7:00～19:00
		上郷保育園(※2)	7:30～19:00
		長湫東保育園・長湫北保育園	7:30～18:30
		色金保育園・長湫南保育園	7:30～18:00
		(※1) 延長保育 7:00～ 7:29、18:30～19:00 (※2) 延長保育 18:30～19:00 延長保育料(100円/回)がかかります。	
	土	上郷保育園・長湫北保育園	7:30～18:00
		上郷保育園・長湫南保育園・色金保育園の園児は上郷保育園で、長湫東保育園・長湫西保育園・長湫北保育園の園児は長湫北保育園で保育をします。	

5 保育料等

保育料は市の規則により、入園する児童の属する世帯の状況及び入園する児童の保護者に係る市町村民税課税額の合計により算定します。

幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児クラスの全ての児童及び0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は、保育料が無償です（延長保育料は別途かかります。）。

保育園を欠席した場合も、保育料等はかかります。保育料等はご家庭の事情により金額が変わる場合がありますので、結婚や離婚による世帯状況の変更や、障がい者手帳の交付などありましたら、市役所子ども未来課までご連絡ください。保育料等の変更は、原則、変更の届出を受理した翌月からとなります。

なお、3歳児クラス以上の児童は、給食の副食費（おかず・おやつ代として月4,500円）が必要です（年収等により副食費の徴収対象外となる場合があります。該当する方は、別途お知らせします。）。その他に3歳児クラス以上の児童は、給食の主食費（ご飯・パン代として月700円）が必要です。

6 給食について

（1）市の給食センター（上郷保育園は自園調理）で昼食とおやつを用意します。

（離乳食は保育園で用意）

給食センターが休みの期間は、委託業者による弁当または、家庭弁当持参をお願いします。

（2）長期欠席の場合は、事前に保育園に申し出てください。

（3）食器類は給食センター（上郷保育園は自園）のものを使用します。

（4）暴風警報等が午前6時現在、発表されている場合は給食がありません。警報等解除1時間後に開園しますが、弁当が必要となります。

（5）給食における食物アレルギー除去対応を行うためには、別途手続きが必要です。

（6）長久手給食センター・上郷保育園において、乳・卵の除去食（加工品は除く）を提供します。

7 個人情報について

保育園が取得した個人情報は、保育に必要な範囲で市の条例に基づき適切に管理します。

なお、子どもの怪我など緊急の時は保護者の同意なく、個人情報を病院などに提供することがあります。

8 利用定員および施設概要

	上郷保育園	色金保育園	長湫東保育園	長湫西保育園	長湫北保育園	長湫南保育園
所在地	長久手市前熊前山 173 番地 2	岩作中島 13 番地	東狭間 703 番地	作田 2 丁目 1701 番地	鴨田 1001 番地 2	砂子 1204 番地
利用定員	232 人	229 人	100 人	236 人	266 人	133 人
敷地面積	8324 m ² (東棟含む)	3046 m ²	2748 m ²	2631 m ²	2693 m ²	2000 m ²
延べ床面積	2048 m ² (相談室含む)	1809 m ²	831 m ²	1462 m ²	1464 m ²	1135 m ²
乳児室 (ほふく室)	4 室	2 室	2 室	2 室	3 室	2 室
調理室 配膳室	2 室	1 室	1 室	2 室	2 室	1 室
調乳室	2 室	1 室 (調乳コーナー)	1 室	1 室	2 室	1 室
医務室	1 室	1 室	1 室	1 室	1 室	1 室
事務室	2 室	1 室	1 室	1 室	1 室	1 室
相談室 サロン室	2 室	1 室	—	1 室	2 室	1 室
職員休憩室	—	1 室	1 室	—	—	1 室
更衣室	2 室	1 室	2 室	1 室	1 室	—
保育室	9 室	9 室	5 室	7 室	9 室	5 室
プレイルーム	—	1 室	—	—	—	—
遊戯室	1 室	1 室	1 室	1 室	1 室	1 室
倉庫 (外倉庫含む)	6 室	3 室	4 室	4 室	5 室	6 室
便所	14 室	14 室	6 室	7 室	15 室	9 室

9 緊急時対応

- (1) 日頃から不審者の防止の為出入り口の施錠をする。
- (2) 来園者のチェックをする為に玄関にはインターホンを設置する。
- (3) 保護者や地域等の関係機関から不審者の情報が得られるようにし、保護者を通して地域内の安全の確保に努める。
- (4) 役割分担や対応方法等の体制を整えておく。
- (5) 非常通報システムの使用方法や緊急連絡の仕方を周知する。
- (6) 全ての職員が緊急時に一体となって迅速、的確に対応できる実践力の向上を図るため避難訓練、防犯に関する知識技能等の研修を受ける。(AED・刺股)
- (7) 食物アレルギー児が誤食誤飲によりアナフィラキシーを起こした場合、囑託医または医療機関へ搬送し、救急処理ができる体制をとる。

＜囑託医＞ (令和7年4月1日時点)

	内科医	歯科医	耳鼻咽喉科
上郷保育園	みかわクリニック 三河 健一郎 長久手市山越 303 番地	浅井小児歯科 今村 綾 長久手市岩作中島 75 番地 1	図書館通りクリニック 服部 綾 長久手市仲田 1104
色金保育園	祖父江クリニック 祖父江 良 長久手市山桶 50-3	浅井小児歯科医院 今村 綾 長久手市岩作中島 75 番地 1	かおる耳鼻咽喉科アレルギー科 鈴木 薫 長久手市池田 95-1
長湫東 保育園	たんぼぼクリニック 服部 努 長久手市丁字田 15-155	田村歯科医院 田村 典子 長久手市城屋敷 121	長久手耳鼻咽喉科 野口 一真 長久手市菖蒲池 103
長湫西 保育園	北川こどもクリニック 北川 好郎 長久手市氏神前 212	はなのき歯科 西山 孝樹 長久手市片平 23-309	杉山耳鼻咽喉科 杉山 貴志子 長久手市作田二丁目 1201
長湫北 保育園	ながくて西クリニック 遠藤 正嗣 長久手市上川原 22-4	つづき歯科医院 都築 暁 長久手市蟹原 120	かおる耳鼻咽喉科アレルギー科 鈴木 薫 長久手市池田 95-1
長湫南 保育園	杵ヶ池 KIDS クリニック 片野 直之 長久手市杵ヶ池 1506	ケンファミリー デンタルクリニック 三井 健嗣 戸田谷 901-1 アピタ長久手 B1	長久手耳鼻咽喉科 野口 一真 長久手市菖蒲池 103

10 保育園休園基準 (令和7年1月15日現在)

(1) 法による休園

感染症、その他感染のおそれがあり、医師並びに保健所長の助言により市長が必要と認めた場合

(2) 判断による休園

非常災害、その他急迫の事情のある場合

① 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

特別警報発令時と解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	特別警報が解除されるまで休園します。警報解除1時間後に開園します。給食は中止します。 ただし、保護者と園児の通園に安全が確認できない場合は開園時間を延長します。
正午以降に解除された場合	休園します。
登園後の発令	保育を中止し、状況に応じて「保育園待機」し、保護者と園児の安全が確認できれば保護者へ引き渡します。 「保育園待機」中に特別警報が解除されても、安全が確認されるまで保育園で待機します。

② 地震

震度5強以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休園します。
登園後の発生	保育を中止し、児童の安全が確認されるまで「保育園待機」のうえ、安全が確認でき次第、保護者へ引き渡します。

③ 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	休園の場合は、災害対策本部の判断により決定します。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	休園の場合は、災害対策本部の判断により決定します。

④ 熱中症特別警戒情報

保育実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日の保育は中止します。ただし、仕事の内容や家庭の事情により保育が必要な家庭のみ受け入れます。

(3) その他

火災、災害、事故等により園児等の生命・身体に危険があると認められる場合は休園します。

1 1 問題申し出窓口

保育園では、保育園運営に対する保護者の方のご意見・ご質問などをお聞きし、誠意をもって話し合い、解決に努めております。保護者の方の満足度を高めていただくために、下記のような責任者、担当者、委員を設けています。

問題解決責任者…園長（園へのご意見、ご質問を伺い、話し合って解決に努力します。）

問題受付担当者…副園長もしくは主査（園へのご意見、ご質問の受け付け窓口となります。）

第三者委員…2名依頼（保護者の方から直接ご意見、ご質問を受けたり、また園からの要請で園と保護者の方と一緒に話し合いをします。）

1 2 虐待防止のための措置

- （1）当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- （2）職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、長久手市役所子ども未来課・児童相談所等の適切な機関に通報します。
- （3）その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- （4）職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。
 - ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
 - ② 虐待防止マニュアルの作成、運用